



令和6年産

水稲共済

近年、台風や豪雨など自然災害が多発しています。
今後も起こり得る自然災害に備えて、
水稲共済に加入しましょう。



安心のネットワーク

NOSAI 滋賀

滋賀県農業共済組合

無保険にならないよう 水稲共済に加入しましょう

加入資格

水稲及び麦の耕作面積の合計が10アール以上である農業者

共済責任期間

本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫をする時まで
※この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り、ほ場より搬出すること

対象となる災害

風水害・干害・冷害・地震害・火災・病害・虫害・
鳥害・獣害・その他気象上の原因による災害



猪により被害を受けた圃場

加入申込書の「引受方式」欄を確認してご提出ください。

令和6年度 水稲生産実施計画書兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書兼水稲共済加入申込書変更届出書

農業者または地区控

水稲の用途	引受方式等の選択	引受方式
主食用米 (注1)	希望する方式 前年産引受方式	地域インデックス

2. 引受方式等

1. 加入申込み

水稲共済の加入

令和6年度の加入	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
前年度の加入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有	

2. 引受方式欄

水稲の用途	引受方式等の選択	引受方式	補償割合%	kg当たり共済金額の選択額	一筆半損の特の有無	共済金額選択割合%
主食用米 (注1)	希望する方式 前年産引受方式	地域インデックス	80	1	有	

3. 【青色申告をされている方のみ記入】収入保険の加入についてどう考えますか？

① 説明を希望する ② 検討中 ③ 考えていない

4. BCP（事業継続計画）を策定していますか？

① している ② していない

組合名 滋賀県農業共済組合
市町名
小地区名
組合員等コード 2枚目も押印ください
住所 大津市御林一丁目14番17号
氏名 滋賀 太郎
電話番号 077-524-4880

記入上の注意事項

この様式は、水稲生産実施計画書兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書と水稲共済の加入との両方の申告書であり、市町で整備している水田台帳の基礎データとして利用します。水稲共済に加入しない場合も必ず本欄の部分を記入してください。

1. 印字された量の内容に異動があるときは、該当するところを一箇所ずつ訂正し、その上の余白に変更後の内容を、また、印字された量の空白欄については該当事項を記入してください。

2. この様式の氏名と経営所得安定対策等の交付金申請書の氏名は、同一にしてください。

3. 電話番号欄には、日中連絡が取れるお電話番号もしくは携帯電話番号を記入してください。

4. BCPとは、自然災害等の緊急事態が発生した場合、人員、電気、水、資金等が足りなくなることが想定される中で、その仕事を優先して続けるか、どうやって再開するかをあらかじめ決めておくことである。

各方式の特徴は

加入方式	地域インデックス方式	半相殺方式	全相殺方式	品質方式
加入要件	※全ての農家をご加入いただけます。 加入申込後に書類等の提出は必要ありません。		過去5か年分の収穫量がわかる書類が必要になります。 JAに乾燥調製（粃すり等）を依頼しており、収穫量がわかる方。または自分以外の他の農業者もしくは集荷業者等に乾燥調製（粃すり等）を依頼しており、その受託者からの収穫量がわかる書類を提出できる方。 確定申告をしており、その関係書類等で収穫量がわかる書類を提出できる方。なお、白色申告の場合、収穫日ごとの収穫量を記録した帳簿の写しも必要となります。	JAに玄米（袋）で出荷しており、品種ごとの等級別に収穫量がわかる方。またはJA以外の集荷業者等に出荷しており、品種ごとの等級別に収穫量がわかる書類を提出できる方。 青色申告をしており、その関係書類等で品種ごとの等級別に収穫量がわかる書類を提出できる方。
支払要件	市町の統計単収が基準単収の1割（2割、3割）を超えて減少した場合	収穫量が基準収穫量の2割（3割、4割）を超えて減少した場合	収穫量が基準収穫量の1割（2割、3割）を超えて減少した場合	生産金額が基準生産金額の1割（2割、3割）を超えて減少した場合
補償割合	9割・8割・7割	8割・7割・6割	9割・8割・7割	
共済金の支払時期	生産年の翌年3月～	生産年の12月	生産年の翌年4月～	

※各方式の補償金額・共済金算出方法についてはNOSA | 滋賀のホームページをご覧ください。「NOSA | 滋賀」で検索

一筆全損特例と一筆半損特約について

一筆方式のように耕地ごとの被害にも対応できるように一筆全損特例と一筆半損特約が設けられています。

【例】

右図のように耕地A～Pを耕作する農家で耕地Eで50%以上の収量減（半損以上）、耕地Kで100%の収量減（全損）となり、全部の耕地の合計収穫量が加入時に選択した補償割合を上回った場合

一筆全損特例で補償

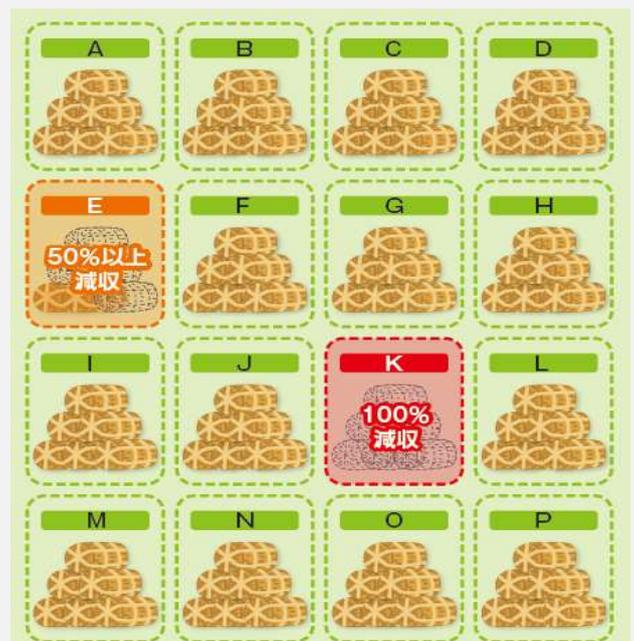
耕地Kについて、全損として評価を行い、平年の収穫量の7割分が共済金として支払われます。

※水稲共済の加入時に標準で付加されます。

一筆半損特約で補償

耕地Eについて、5割の収量減（半損）として評価を行い、平年の収穫量の2割分が共済金として支払われます。

※加入時に選択する必要があります。



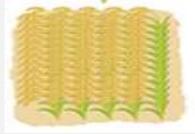
一筆全損特例・一筆半損特約による共済金と加入方式ごとの計算した共済金を比較し、どちらか多い方の共済金をお支払いします。

共済金額（補償金額）は

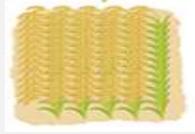
試算例

耕地3筆（各10a）を加入した場合

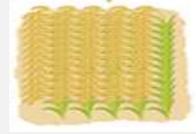
耕地A



耕地B



耕地C



■ 地域インデックス方式

基準収穫量※1の合計に、補償割合を乗じて得た数量に1kg当たり共済金額を乗じたものが共済金額となります。
 ※1【基準収穫量】＝農家ごと、作付けを行う耕地の市町ごとに過去5か年間の統計単収の平均（基準単収）に作付面積を乗じて設定します。

市町ごとの 統計単収 (5か年中 中庸3か年)	年産	R1年産	R2年産	R3年産	R4年産	R5年産	基準単収
	耕地A (A市)	520kg	510kg	400kg	510kg	510kg	510kg
	耕地B (B市)	430kg	400kg	450kg	430kg	430kg	430kg
	耕地C (C町)	400kg	450kg	390kg	400kg	400kg	400kg

$$\text{基準収穫量} = \left(\begin{array}{l} \text{耕地A} \quad (510\text{kg}/10\text{a}) \times 10\text{a} \\ \text{耕地B} \quad (430\text{kg}/10\text{a}) \times 10\text{a} \\ \text{耕地C} \quad (400\text{kg}/10\text{a}) \times 10\text{a} \end{array} \right) = 1,340\text{kg}$$

$$\text{共済金額} = 1,340\text{kg} \times 9\text{割} \times \overset{\text{1kg当たり}}{\text{共済金額}} \text{ ※2} \quad 200\text{円} = 241,200\text{円}$$

※2 1kg当たり共済金額 農林水産大臣が定め都道府県別に告示された金額

■ 半相殺方式

基準収穫量※3の合計に、補償割合を乗じて得た数量に1kg当たり共済金額を乗じたものが共済金額となります。
 ※3【基準収穫量】＝組合等が定める基準単収に作付面積を乗じて設定します。

$$\text{基準収穫量} = \left(\begin{array}{l} \text{耕地A} \quad (500\text{kg}/10\text{a}) \times 10\text{a} \\ \text{耕地B} \quad (500\text{kg}/10\text{a}) \times 10\text{a} \\ \text{耕地C} \quad (500\text{kg}/10\text{a}) \times 10\text{a} \end{array} \right) = 1,500\text{kg}$$

$$\text{共済金額} = 1,500\text{kg} \times 8\text{割} \times \overset{\text{1kg当たり}}{\text{共済金額}} \text{ ※2} \quad 200\text{円} = 240,000\text{円}$$

■ 全相殺方式

基準収穫量※4の合計に、補償割合を乗じて得た数量に1kg当たり共済金額を乗じたものが共済金額となります。

※4【基準収穫量】＝農家ごとに過去5か年間の出荷データの5か年中、中庸3か年(基準単収)に作付面積を乗じて設定します。

10a当たり 出荷データ (5か年中 中庸3か年)	H30年産	R1年産	R2年産	R3年産	R4年産	基準単収
	600kg	510kg	400kg	490kg	500kg	500kg

$$\text{基準収穫量} = \frac{\text{基準単収}}{10\text{a}} \times \text{作付面積} = \frac{500\text{kg}}{10\text{a}} \times 30\text{a} = 1,500\text{kg}$$

$$\text{共済金額} = \text{基準収穫量} \times \text{補償割合} \times \text{1kg当たり共済金額} = 1,500\text{kg} \times 9\text{割} \times 200\text{円} = 270,000\text{円}$$

■ 品質方式

規格別収量平均に銘柄・規格別の単価を乗じて10a当たり基準生産金額※5を設定し、当該金額に面積及び一定割合を乗じたものが共済金額となります。

※5【基準生産金額】＝農家ごとに過去5か年間の出荷データの5か年中、中庸3か年(生産金額)に作付面積を乗じて設定します。

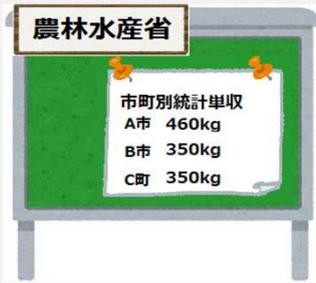
10a当たり出荷データ (銘柄・規格別の5か年中・中庸 3か年を平均した後のデータ)	1等	2等	規格外	規格別収量平均
	340kg	140kg	20kg	500kg

$$\text{基準生産金額} = \left(\frac{\text{銘柄・規格別の5か年中
中庸3か年の収穫量}}{10\text{a}} \times \text{銘柄・
規格別単価} \right) \times \text{作付面積} \\ = \left(\frac{340\text{kg}}{10\text{a}} \times 210\text{円} + \frac{140\text{kg}}{10\text{a}} \times 205\text{円} + \frac{20\text{kg}}{10\text{a}} \times 137\text{円} \right) \times 30\text{a} = 308,520\text{円}$$

$$\text{共済金額} = \text{(共済限度額)} \times \frac{\text{基準生産金額}}{\text{共済金額の
選択割合}} = 308,520\text{円} \times 9\text{割} = 277,668\text{円}$$

共済金の支払は

地域インデックス方式



農家ごと、作付けを行う耕地の市町ごとに基準収穫量から統計単収による収穫量を差し引いた数量（減収量）が基準収穫量の1割を超えたときに共済金を支払います。

当年産統計単収	耕地A（A市）	耕地B（B市）	耕地C（C町）
	460kg	350kg	350kg

作付けを行う耕地の市町ごとの共済減収量 ※市町を跨いで耕作する場合

耕地A (A市)	基準収穫量 510kg	—	当年産統計単収 460kg	—	基準収穫量 510kg	×	支払開始損害割合 (1-補償割合) 1割	=	共済減収量 0kg
耕地B (B市)	基準収穫量 430kg	—	当年産統計単収 350kg	—	基準収穫量 430kg	×	支払開始損害割合 (1-補償割合) 1割	=	共済減収量 37kg
耕地C (C町)	基準収穫量 400kg	—	当年産統計単収 350kg	—	基準収穫量 400kg	×	支払開始損害割合 (1-補償割合) 1割	=	共済減収量 10kg
共済減収量			47kg		1kg当たり 共済金額 200円	×		=	9,400円

《留意事項》

市町ごとの統計単収に基づき共済金を算定するため、農業者ごとの被害状況に応じた補償となりません！

半相殺方式



農家ごとに基準収穫量から実収穫量を差し引いた数量（減収量）が基準収穫量の2割を超えたときに共済金を支払います。被害のあった耕地の現地調査をもとに算定します。

当年産収穫量	耕地A	耕地B	耕地C
	460kg	350kg	350kg
平年比	やや少ない	少ない	少ない

耕地ごとの減収量

耕地A	基準収穫量 500kg	—	実収穫量 460kg	=	減収量 40kg		
耕地B	基準収穫量 500kg	—	実収穫量 350kg	=	減収量 150kg		
耕地C	基準収穫量 500kg	—	実収穫量 350kg	=	減収量 150kg		
共済減収量	減収量 340kg	—	基準収穫量 (1,500kg)	×	支払開始損害割合 (1-補償割合) 2割	=	40kg
支払共済金	共済減収量 40kg	×	1kg当たり 共済金額 200円	=	8,000円		

■ 全相殺方式

農家ごとに基準収穫量から実収穫量を差し引いた数量（減収量）が基準収穫量の1割を超えたときに共済金を支払います。



評価方法	耕地A、B、Cの合計
JA等出荷データ 又は 確定申告書等	1,160kg

$$\text{共済減収量} = \text{基準収穫量} - \text{実収穫量} - (\text{基準収穫量} \times \text{支払開始損害割合 (1-補償割合)}) = 1,500\text{kg} - 1,160\text{kg} - (1,500\text{kg} \times 1\text{割}) = 190\text{kg}$$

$$\text{支払共済金} = \text{共済減収量} \times \text{1kg当たり共済金額} = 190\text{kg} \times 200\text{円} = 38,000\text{円}$$

■ 品質方式

農家ごとに品質の低下を加味した実収穫量が基準収穫量を下回り、かつ生産金額が基準生産金額の1割を超えて減少したときに共済金を支払います。

評価方法	1等	2等	規格外	収穫量
10a当たり JA等出荷データ又は 青色申告書等	270kg	130kg	30kg	430kg

$$\begin{aligned} & \text{（共済限度額）共済金額} - \text{生産金額} \\ & \text{支払共済金} = \text{基準生産金額} \times \text{共済金額の選択割合} - \left(\begin{array}{l} \text{規格別の} \\ \text{収穫量} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{規格別単価} \\ \end{array} \right) \times \text{作付面積} \\ & \quad \leftarrow \text{277,668円} \quad \leftarrow \text{262,380円} \\ & \quad = 15,288\text{円} \end{aligned}$$

共済金額と掛金について

試算例 (10aあたり)	水稻共済			
	地域インデックス 方式	半相殺方式	全相殺方式	品質方式
共済金額	90,000円	80,000円	90,000円	90,000円
農家が支払う 掛金等	185円	190円	266円	275円
補償単位	市町単位	農家単位	農家単位	農家単位

※面積10a、500kg（品質は全て1等）の基準収穫量、単位あたり共済金額200円で一筆半損特約を付加した場合です。

保管中農作物補償共済

建物に保管中もしくは運送中の農作物が事故により損害を受けた場合に共済金をお支払いします。水稻共済とあわせての加入をご検討ください。

収入保険が様々なリスクから農業経営をサポートします！



青色申告の方に
おすすめ
収入減少をダイレクト
に補てんする保険です。

お問い合わせはお近くのNOSAへ

支所・出張所	管轄地域	所在地	連絡先
南部支所	大津市・草津市・守山市 栗東市・野洲市・高島市	〒524-0021 守山市吉身二丁目5番38号	フリーダイヤル 0120-031-393
			TEL 077-582-3006
高島出張所		〒520-1621 高島市今津町今津1640番地	フリーダイヤル 0120-133-951 TEL 0740-22-3951
東部支所	湖南市・甲賀市 近江八幡市・東近江市 日野町・竜王町	〒527-0074 東近江市市辺町3471番地1	フリーダイヤル 0120-739-031 TEL 0748-20-5225
甲賀出張所			〒528-0031 甲賀市水口町本町三丁目1番18号 フリーダイヤル 0120-863-031 TEL 0748-63-1330
北部支所	彦根市・長浜市 米原市・愛荘町・豊郷町 甲良町・多賀町	〒529-0141 長浜市五村169番地	フリーダイヤル 0120-509-031 TEL 0749-73-4321
湖東出張所			〒522-0236 彦根市犬方町160番地1 フリーダイヤル 0120-163-031 TEL 0749-28-2711
本所		〒520-0051 大津市梅林一丁目14番17号	フリーダイヤル 0120-519-031 TEL 077-524-4688